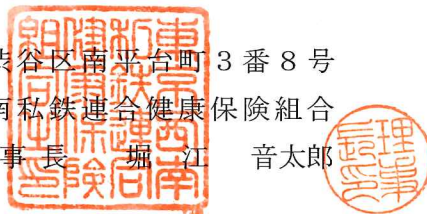


24西南健発第135号
公 告 第46号
平成25年2月28日

東京都渋谷区南平台町3番8号
東京西南私鉄連合健康保険組合
理事長 堀江 音太郎



「出納員（収入員）事務取扱規程」の制定について

このたび、下記のとおり「出納員（収入員）事務取扱規程」を制定しましたので、公告いたします。

記

1. 出納員（収入員）事務取扱規程を次のとおり制定する。

（目 的）

第 1 条 現金の出納を掌る出納員又は収入を掌る収入員の事務執行については、東京西南私鉄連合健康保険組合会計事務取扱規程による他、この規程で明確にし、事務の迅速、的確な処理を図ることを目的とする。

（証券で受領したときの取扱）

第 2 条 出納員（又は収入員）は、法令の規程により現金に代え証券を受領したときは、現金に準じ、その取扱をしなければならない。

（現金の保管）

第 3 条 出納員（又は収入員）が受領した現金は（証券を含み以下「現金等」という。）第7条の規定により銀行に払い込むまでの間堅固な容器または金庫に保管しなければならない。

（現金出納補助簿）

第 4 条 出納員（又は収入員）は、これの現金出納補助簿を備え、その取扱にかかる現金等の出納を全てこれに記入しなければならない。

（領収証）

第 5 条 出納員（又は収入員）の使用する領収書は「受入票控」「領収証」「受入票」の三連式とし、その受払については常務理事の決裁を受けなければならない。

2 領収証は、所属年度別に分けて作成するものとする。

（納入告知書または納付書の受領）

第 6 条 出納員（又は収入員）は、納入者から納入告知書または納付書を添え、現金等の納付があった場合は、これを受領し、領収証を納付者に交付し、その都度、常務理事に報告しなければならない。

2 出納員（又は収入員）は、納入者から納入告知書または納付書を添えないで現金等の納付を受けたとき、または口頭告知により現金等の納付があったときも同様とする。

（現金等の払い込み）

第 7 条 出納員（又は収入員）は、その領収した現金等を領収の日、またはその翌日までに組合指定の銀行口座に払い込まなければならない。

（証券不渡の取扱）

第 8 条 領収した証券が不渡となったときは、直ちに領収証を回収し、常務理事に報告し、領収済通知の取消をしなければならない。

2 出納員（又は収入員）は、不渡となった証券を納入者に返付し、その受領書を徴さなければならない。

（弁 償）

第 9 条 出納員（又は収入員）は、その保管にかかる現金等を亡失した場合は、弁償の責を負う。

2 前項に該当したときは、理事長は直ちに弁償を命ずる。ただし、次の各号の1に該当する場合は、理事長、その弁償の額を減じ、または、その他の決定を行なうことができる。

（1）組合金庫に保管したるも、天災・火災・盗難により、これが亡失又は消失したる場合

（2）出納員（又は収入員）に保管上の不注意がなく、その亡失がされ得ない事故によるものと認められた場合

（3）その他出納員（又は収入員）に亡失の責任の全部または一部がないと認められた場合

3 主任出納員（又は主任収入員）は、その所属する分任出納員（又は分任収入員）が第一項の責を負った場合は、その分任出納員（又は分任収入員）と連帯して弁償の責を負わなければならない。ただし、主任出納員（又は主任収入員）が監督者として注意を怠らなかつた場合は、この限りでない。

（雑 則）

第10条 この規程に定めのない事項は、その都度理事長が定める。

附 則

この規程は、平成25年2月26日から施行する。

以 上